

## 任意継続被保険者 資格喪失届出書（兼保険料還付請求書）

記入例

受付印

デンソー健康保険組合 御中

R7.12.改正

健康保険法施行規則38条・43条に基づき、下記のとおり、届出・請求いたします。

令和〇年〇月〇〇日提出

申	被保険者等	記号	90	番号	88888	被保険者氏名	健保 太郎	㊟			
	被保険者等連絡先電話番号 (日中連絡のつく連絡先を記入してください)	090 - 1234 -5678			生年月日	S H	〇〇年 〇〇月 〇〇日				
出	届出・請求者 (被保険者と同じ場合、 記入は不要です)	氏名	被保険者との続柄								
	住所	〒 448 - 〇〇〇〇 刈谷市〇〇町〇〇番地									
者	資格喪失事由 (該当する事由に 〇をつけてください)	A. 就職→資格取得年月日	令和	〇	年	〇	月	〇	日		
		《添付書類》① 就職先の健康保険資格取得日が確認できるもののコピー〔資格情報のお知らせなど〕 ②【お持ちの方のみ】任意継続の健康保険証または資格確認書(有効期限内のもの)									
		B. 後期高齢者医療制度へ移行→移行年月日	令和		年		月		日		
		《添付書類》① 後期高齢者医療制度該当日が確認できるもののコピー〔資格情報のお知らせなど〕 ②【お持ちの方のみ】資格確認書(有効期限内のもの)									
が	資格喪失事由 (該当する事由に 〇をつけてください)	C. 死亡→死亡年月日	令和		年		月		日		
		《添付書類》① 除籍謄本と死亡診断書のコピー ②【お持ちの方のみ】資格確認書(有効期限内のもの)									
記	資格喪失事由 (該当する事由に 〇をつけてください)	D. 申出→脱退希望日	令和	〇	年	〇	月	1	日 (過去にさかのぼって脱退はできません)		
		以下の脱退理由のうち該当するものに〇をつけてください。 a 国民健康保険に加入する      b ご家族の扶養に入る      c その他 ( ) 《添付書類》不要 (この申出書のみを脱退したい月の前月末日までに健保必着で送付) ・この申請書を健保が受理した日の翌月1日が「資格喪失日」となります。 ・『被保険者資格喪失通知書』は、資格喪失日以降ご自宅へ発送します。 ・【お持ちの方のみ】資格確認書 (有効期限内のもの) を被保険者資格喪失通知書が 届き次第、ご返却ください。 【注意】・この届出書を健保が受理した後に、届出を取り下げることはできません。									
入	資格喪失事由 (該当する事由に 〇をつけてください)	フリガナ			三菱UFJ	フリガナ			カリヤ		
		銀行・信用金庫・信用組合・農協			刈谷 本店・支店						
す	資格喪失事由 (該当する事由に 〇をつけてください)	普通	口座番号		1	2	3	4	5	6	7
		口座名義(かた)		ケンポ タロウ							
と	資格喪失事由 (該当する事由に 〇をつけてください)	フリガナ			三菱UFJ	フリガナ			カリヤ		
		銀行・信用金庫・信用組合・農協			刈谷 本店・支店						
こ	資格喪失事由 (該当する事由に 〇をつけてください)	フリガナ			三菱UFJ	フリガナ			カリヤ		
		銀行・信用金庫・信用組合・農協			刈谷 本店・支店						
ろ	資格喪失事由 (該当する事由に 〇をつけてください)	普通	口座番号		1	2	3	4	5	6	7
		口座名義(かた)		ケンポ タロウ							

## 【申請書の記入について】

- ①保険証番号は、任意継続の健康保険証左上に記載されています。健康保険証が発行されておらず番号がわからない場合は空欄のまま問題ありません。
- ②資格喪失事由の当てはまるものに1つ〇をつけ、それぞれ以下の日付を記入してください。  
A. 勤務先健康保険の資格取得日    B. 後期高齢者医療制度該当年月日  
C. 被保険者死亡日                    D. 脱退希望月
- ③還付金振込先は保険料の還付の有無に関わらずご記入ください。

## 【申出による脱退の注意点】

- ①この届出書が健保にて受理された日が属する月の翌月1日が資格喪失日になります。それ以外での日付での脱退はできません。
- ②過去の日付を記入いたしても、さかのぼって資格喪失にはなりませんのでご注意ください。
- ③脱退希望月の前月末日までに健保にて受理されなかった場合は、脱退希望月の翌月1日が資格喪失日になります。  
〈例〉令和6年6月1日脱退希望の場合  
提出期間⇒令和6年5月1日～令和6年5月31日 健保必着  
(令和6年6月1日に受理された場合は令和6年7月1日資格喪失となります。)

※月末が土日の場合は、郵便の配達がありませんので健保受理日が翌月になる可能性があります。

## ④届出書の提出後は申請を取り下げることはできません。脱退が確定してから提出してください。

## ⑤申出による脱退手続きの流れは以下の通りです。

1. 申請期限までにこの届出書を健保へご提出ください。(郵送または社内メール)
2. 脱退希望月の1日に健保より『健康保険資格喪失証明書』をご自宅宛に発送いたします。
3. 2.の証明書がお手元に届き次第、次の健康保険に加入手続きをしてください。
4. 任意継続の資格確認書がある場合は、返却が必要です。お持ちの場合は2.の証明書に同封の返信用封筒にて必ずご返却ください。